

習志野市教育委員会会議録  
(平成18年第6回定例会)

- 1 期 日 平成18年6月28日(水)  
 習志野市教育委員会事務局大会議室  
 開会時刻 午後3時00分  
 閉会時刻 午後4時50分
- 2 出席委員 委員長 吉 村 博 与  
 委員 栗 原 伸 夫  
 委員 小 泉 俊 雄  
 委員 青 木 克 己  
 委員 松 盛 弘
- 3 出席職員 副教育長 佐 藤 慎 一  
 教育総務部長 小 滝 益 夫  
 学校教育部長 柴 田 史 香  
 生涯学習部長 小 林 伸 二  
 学校教育部参事 村 山 源 司  
 学校教育部参事 渡 辺 伸 治  
 教育総務部次長 加 藤 清 一  
 学校教育部次長 大 友 秀 雄  
 生涯学習部次長 山 崎 敏 雄  
 教育総務部副技監 鈴 木 知 行  
 学校教育部副参事 鶴 岡 智  
 生涯学習部副参事 奥 平 純 一  
 学校教育課長 黒 崎 清 夫  
 指導課長 三 幣 芳 則  
 生涯スポーツ課長 三 村 秀 茂  
 青少年課長 小 柳 春  
 青少年センター所長 澤 田 敏 範  
 教育総務部・学校教育部主幹 野 中 良 起  
 教育総務部主幹 福 山 宗 潤  
 教育総務部主幹 綱 島 重 春  
 教育総務部主幹 佐々木 重 春  
 学校教育部主幹 高 柳 英 昭  
 学校教育部主幹 鈴 木 博  
 生涯学習部主幹 及 川 隆 志

#### 4 会議内容

委員長が

平成18年習志野市教育委員会第6回定例会の開会を宣言。

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第34号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

平成18年第5回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項（1）平成18年度学校基本調査の結果について

（企画管理課）

教育総務部次長が

市立の幼稚園、小学校、中学校、高校を対象に学校教育調査を行った。この調査は文部科学省が5月1日を基準日として、毎年1回実施していて、その結果は年次的推移を追った教育計画の立案など、教育行政の基礎資料となっている。

園児数は市内14幼稚園と東習志野こども園の短時間児を合わせて、53クラス、1,328人で昨年度より2クラス65人減少、児童数は市内16小学校、303クラス、9,059人で7クラス、116人の増加、生徒数は中学校7校、109クラス、3,678人で2クラス3人の増加、高等学校は32クラス、1,130人で17人の減少となっている。

教職員数は幼稚園86人、小学校517人、中学校244人、高等学校86人で合計933人が在職している。小中学校の教諭数は前年度に比べ、17名の増加であるが、これは、児童生徒数の増加、1学級の児童生徒38人に対し1名の教員を配置するという弾力的な運用を行っていること、多人数指導加配の実施等が主な理由である。なお今年度より谷津小学校に食育指導を行う栄養教諭が1名配置された、と概要を説明。

委員が

習志野高等学校の生徒数が17人少なくなっているがどうしてか、と質問。

学校教育課長が

定時制の生徒の転退学によるものである、と回答。

委員が

単年度での比較では分かりづらいので、園児・児童・生徒数の5年ぐらいの推移をグラフにした資料を作成していただきたい、と要望。

教育総務部長が

参考資料として作成する、と回答。

委員が

栄養教諭は順次各学校に配置されていくのか、と質問。

学校教育課長が

千葉県では今年度、5名の栄養教諭しかおらず、その内の1名が谷津小学校に配置された。栄養教諭の資格を取るのは難しく、すぐには各学校への配置はされないと思う、と回答。

委員が

現在は暫定的に、栄養士が一定の研修を受け、受験資格を得て、試験に受ければ栄養教諭になれるとなっているが、現在、大学に栄養教諭になるための専門のコースができており、この4年から5年のうちはかなり栄養教諭が増えると思われる、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

報告事項（2）習志野市就学前保育一元カリキュラムについて

（学校教育課）

教育総務部・学校教育部主幹が

習志野市では、昭和40年代から幼児教育の重要性を提唱してきており、当時は5歳児教育の義務化を図るべく、小学校・幼稚園の教職員が中心となり、幼児教育基準案の研究に取り組んだ経過がある。この「習志野市就学前保育一元カリキュラム」は保育計画等の策定の大枠となるものの総称であり、0歳から就学前までのこども全体を捉えたもので、大きくは指針編、保育・教育計画編、指導計画編で構成されている。

指導計画にあたっては、平成15年度末に作成した中間報告案を16年度に職員へ配布し検討を行い、昨年度、最終案を保育所・幼稚園の現場で試行し、検証を積み重ねたうえで策定した。

このカリキュラムについては、今後、習志野市の幼稚園・保育所・こども園経営における方

向性や基本的な視点を示すものとして活用し、それぞれ独自の経営方針を織り交ぜて、保育・教育計画を立案・実践していく、と概要を説明。

委員が

幼児教育は、知的部分でなく、情の部分での尊重が必要であると思う。このカリキュラムの総則で使われている「人権」といった言葉はあまりにも大きすぎるので、この部分にはふさわしくないとと思う。総則には「子どもたちは愛しみ育てられる」といった情の部分で尊重した言葉を入れてもらいたい。また、家庭は習慣の学校であるということが昔から言われているように、家庭が生活習慣の基になるので、そういう言葉も入れてもらいたい。

保育教育計画等については、良く出来ているので、この部分を冊子などにして、子育てをしている方に情報提供をしていってもらいたいがどうか、と質問。

教育総務部・学校教育部主幹が

3年ごとの見直しを考えているので、今回の意見を参考に検討していく。なお、「人権」という言葉については、次世代育成支援対策行動計画でも使用している。子どもの虐待といったことを考えたとき、家庭であっても子どもを一人の人間としてみて、尊重していかなければ、状況の改善ができないという問題意識があったので、このカリキュラムの中にも入れた。

保育教育計画等については、各家庭でも育児書として参考となるものであると思うので、情報提供について検討していく、と回答。

委員が

人権だけで子どもを育てられるのか。人権があるから育てるといった親はいないと思う。子どもは愛しみながら育てるということが子育ての基本ではないのか、と質問。

学校教育部参事が

教育の中で人権ということが謳われているが、大きな範囲を捉えたものであり、自分の子どもを大切に育てるということは当然必要であり、実際の保育の現場では、その気持ちをもって保育にあたっている、と回答。

委員が

ぜひそのように、子どもは愛しみ育てるという考えをもっていただきたい、と発言。

委員が

最近の人は気持ちより権利を主張する。愛しみ育てるという言葉があったほうが良いと思う。次回の見直しのときは、その言葉を入れていただきたい、と発言。

委員が

保育教育計画等いいものが出来上がったので、実践で生かしていただきたい。また、これが習志野市の子どもたちの教育のための一つの大きな約束ごとになると思うが、職員が中身をどれだけ理解して子育てができるかが大切であり、その辺をきちっと研修していくことが必要ではないか。計画は必ずどこかの段階で反省・総括されるが、この計画を策定した人と子どもを育てる人だけでなく、保護者や地域の方々がどう評価しているのかといったことを含めて考えていかなければいけないと思う。この計画はすばらしいものなので、頑張ってください、と発言。

委員が

平成13年度から積み上げたこの計画は、大変な財産になると思う。不安なのは、社会の変化とともに、子どもひとりひとりの発達段階が違ってくるので、マニュアルとして家庭に配布したときに、育児不安を起こさせないように、ごく基本的なものにして、細かいものは、各幼稚園等で具体化していったらいいのではないかと思う。現場ではたしかに子どもを愛しみ育てていると思うので、私どもも含め、地域社会も同じような気持ちで子ども達を見ていけたらと思う。この計画を柔軟に活用していただきたい、と発言。

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

議案第31号 習志野市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

学校教育課長が

学校運営協議会を置く学校を指定することができるように規則の一部を改正するものである、と概要を説明。

議案第32号 習志野市学校運営協議会規則の制定について

(指導課)

指導課長が

平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正施行され、各教育委員会において、その指定する学校の運営に関し協議する機関として、地域住民、保護者等が参画する学

校運営協議会の設置が可能となった。そこで、本市においても、学校教育課題である「地域の風がいきかう学校づくり」の推進を図り、学校、保護者、地域住民等が一体となって学校運営や児童・生徒の健全育成に取り組むため、学校運営協議会を置くことができることとし、その運営に関する必要事項を定めるため、本規則を制定しようとするものである。主な内容として、協議会を置く学校の指定は教育委員会が行い、期間を3年とする。協議会は、指定学校長が作成する学校運営の基本的方針を承認し、また、教職員の任用や学校の運営全般について、市及び県教育委員会に意見を述べるができるとしている。委員は15名以内で、保護者や地域住民等から教育委員会が任命し、任期は1年とする。そして、学校の円滑な運営に支障が生じた場合に対し、指定の取消しや委員の解任について定め、教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、適宜、指導・助言を行う。施行日は公布の日からである、と概要を説明。

委員が

学校運営協議会が設置された学校の校長の負担が大変だと思う。校長会としてはどのような意見をもっているのか、と質問。

教育総務部長が

校長会に正式に意見を聴くことはしなかったが、現在、指定校として考えている秋津小学校の校長とは十分協議をしている、と回答。

委員が

これは秋津小学校だけでの問題ではない。人事権が絡むので、非公式でも校長会に意見を聴くべきではないのか、と質問。

教育長が

秋津小学校は、現在に至るまで文部科学省の研究指定を受けており、公開研究会等には市内の各校長は参加をしているので、コミュニティースクールの活動内容を十分知っている。現在の秋津小学校の地域学校協議会と今回の学校運営協議会の内容はほとんど変わりがなく、市内の校長は既に理解していることであり、この学校運営協議会を秋津小学校が今まで研究してきた延長として捉えてもらえれば問題がないと思う、と回答。

委員が

現在の地域運営協議会には人事権がないが、学校運営協議会には人事権がある。これでは、教育委員会の手が届かない独立した小学校ができることになってしまうのではないかと質問。

教育長が

人事権とは言っても、あくまで校内の人事であって、学校運営協議会だけで市全体の人事が決定されるわけではない、と回答。

委員が

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、人事権に関して、学校運営協議会が決定し、市教育委員会・県教育委員会に申し入れて、各教育委員会は尊重することになっているが、これは実際に学校運営協議会が人事権をもつということではないか、と質問。

教育総務部長が

規則にも定めているが、意見を述べることができるだけであり、任命権は千葉県教育委員会にある。また、校長の意見具申権、教育委員会の内申権に変更はなく、文部科学省や県では、学校運営協議会の意見と教育委員会の内申が異なることは想定されないという考えである。学校長と学校運営協議会の対立がもしあった場合は、教育委員会が指導することができるので、学校運営協議会が人事の権限をもつという形で考える必要はない、と回答。

委員が

法律では述べられた意見は尊重するものとなっているが、これは実質的にかなりの人事権を持つものとして解釈するのが普通ではないか。また、校長の独自性が保たれるという説明だが、校長は学校の方針を作成して、学校運営協議会の承認を得なければならないことになっている。学校運営協議会が校長より上位にあるということではないか、と質問。

教育総務部長が

承認を得るということは、上下関係というものではなく、あくまで、地域住民との合意、意見を反映させるという意味である、と回答。

委員が

習志野市学校運営協議会規則では、述べられた意見を尊重するという文言が入っていないがどうしてか、と質問。

教育総務部長が

法律に謳われているものとして捉え、この規則には入れていないだけである、と回答。

委員が

学校教育法では、校長は校務を掌ると明文化されているが、一人で行うことは無理であるので、教頭、教職員、保護者、地域の方々などが連携してよりよい学校をつくっていかうということになる。その流れの中で、学校運営協議会を子ども達のために機能させ、よりよい教育が出来る方向へ利用していく。人事についても、色々な意見をもとにして校長が意見具申をする。学校運営のすべての権限を学校運営協議会がもつということではないのではないか、と発言。

委員が

文面どおり解釈をすると危険な部分があり心配である。例えば、人事権について意見を述べることができ、それを尊重するということが法律に書いてある、と発言。

教育長が

心配していることは良くわかる。しかし、法律が改正される前から文部科学省の研究指定を受け、今まで実践してきた秋津小学校地域学校協議会の活動をみて、問題がないと判断した、と回答。

委員が

もし心配する様なことが起こったら、規則に定められているように、教育委員会の指導が入り、従わない場合は指定の取消しができるようになっている。人事権などについては、十分配慮する必要があるが、学校運営協議会は、あくまでも校長の方針に基づく合議体であると考えればその心配は排除できるのではないかと発言。

教育総務部長が

法律上は、学校運営全般について、また、人事に関し、校長や教育委員会、任命権者に対し意見を述べる事ができ、それらを尊重するとなっているが、合理的な裏づけがあつての意見の受け入れであり、妥当かどうかの判断については、最終的に教育委員会または任命権者が行うということである、と回答。

委員が

地域みんなで学校を作っていこうという趣旨はすばらしいが、運用を誤れば大変なことになる。学校の自主性や自立性を阻害することの無いよう、特に人事権についてはきちんとした歯止めの必要がある。また、秋津小については、このことを目指して今まで研究を重ねてきたわ



けで、その中で特に問題があるのであれば考え直さなければならないが、理想の方向で進んでいるようなので学校の意向を断る理由もないのではないかと。今まで出た意見を活かして、教育委員会全体で責任を持って進めていかなければならないと思う、と発言。

教育総務部長が

教育委員会が学校運営協議会に対して指導・助言ができるよう定めている。また、学校運営状況等について毎年評価をすることにもなっている。指定の取消しや委員の解任等、万が一にならないよう努めることが教育委員会の役目であると認識している、と回答。

委員が

校長は、教育委員会と学校運営協議会の板ばさみになって大変だと思うので、校長を支援する体制が必要ではないのか、と質問。

教育総務部長が

学校運営協議会委員については、校長の意見を聴いて選任し、教育委員会が任命することになる。協議会も校長をサポートする機関であると考えている、と回答。

委員が

指定された校長の精神的な負担をきちんと考え、対応をとっていただきたい、と発言。

学校教育部長が

校長と教育長の面談を年間少なくとも3回は行っており、その他に学校訪問でも行っているため相談体制は整っている、と回答。

委員が

学校運営協議会を設置する必要があるのか、と発言。

副教育長が

学校運営協議会の文部科学省の考え方は、多様化する地域住民の意見を学校運営に反映させるということである。秋津小学校は、地域の方々と話し合いをしながら学校経営をしている実態がある。また、千葉県教育委員会からそのための職員の配置をいただいている。もし校長と学校運営協議会の意見がまったく違っていたりした場合は、規則に定められているように、教育委員会が指導・助言を行い、それでも支障がある場合は指定の取消しを行う、と回答。

委員が

たしかに、指定の取消しや委員の解任があるが、実際はできないのではないか、と質問。

副教育長が

学校運営に支障を生じさせるような委員を校長が推薦したりはしない。あくまでも学校や校長をサポートしていく協議会として理解してもらいたい、と回答。

委員が

時期がまだ早いのではないか、もっと検討をしていく必要があるのではないか、と質問。

教育総務部長が

指定を考えている秋津小学校は、平成14年度から文部科学省の指定を受け、コミュニティースクールの研究を行ってきており、十分実践を重ねてきた。そして体制が整ったと判断し、今回規則制定の提案をした、と回答。

委員が

委員が15名以内である理由は何か、と質問。

教育総務部長が

秋津小学校の地域協議会委員は16名であり、また、他市の状況や、保護者、地域住民などの構成人数を勘案し15名以内とした、と回答。

委員が

非常勤特別職の公務員とのことだが、委員の給料はいくらか、と質問。

教育総務部長が

習志野市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例によるその他の委員として、月額7,300円の報酬を予定している、と回答。

委員が

その財政的な負担が他の教育費に影響を及ぼすのではないかと質問。

教育総務部長が

年3回程度の定例会議開催での報酬支払いを考えており、教職員についての支払いは無い。費用は、今年度予算で年27万円ぐらいになると思う。教育費全体からみると、それほど影響を及ぼす額ではない、と回答。

委員が

委員の災害補償はどうなっているのか、と質問。

教育総務部長が

公務災害の適用を受ける、と回答。

委員が

委員について、再任を妨げないとなっているが、何十年も委員をする方が出てくると、校長に対する影響が出てきてしまうのではないかと質問。

教育総務部長が

任期は1年としており、また、任命は教育委員会で行うこととなっているので問題ないと思う。場合によっては、内規等により再任による任期を制限することも可能である、と回答。

委員長が他に意見が出尽くしたと認め、挙手による採決を行い、その結果、賛成2、反対2となり、委員長採決により議案第31号及び議案第32号は原案どおり可決された。

議案第33号 平成19年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者選抜要項について

(学校教育課)

学校教育課長が

習志野市立高等学校管理規則第24条の規定により、平成19年度習志野市立習志野高等学校第1学年入学者の選抜方法について定めようとするものである。昨年度との変更点は平成19年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項の日程に合わせ、日にちや曜日を変更したものである、と概要を説明。

委員が

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、帰国して3年以内の者とはどういうこ

とか。また、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者ということだが、保護者が中国等引揚者で対象となる人はいるのか、と質問。

学校教育課長が

保護者が昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者については、例えば定時制の成人入学者が該当する可能性もある、と回答。

委員が

もう少し具体的な説明をしていただきたい、と発言。

委員が

この内容については確認をして、後日報告していただきたい、と発言。

学校教育部次長が

確認をして、後日報告する、と回答。

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 次回教育委員会の期日について協議し、平成18年7月26日（水）午後3時に決定された。

< 議案第34号は非公開 >

議案第34号 平成18年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の選任について

(指導課)

指導課長が委員の選任について説明。

質疑の後、採決の結果、議案第34号は原案どおり可決された。